

企業年金基金

## 脱退一時金についての選択届 (加入期間20年以上、60歳未満で当基金の資格を喪失した方)

脱退一時金相当額の取扱いについて、「資格喪失者の皆様へ①」の内容を確認し、以下のとおり選択します。

シロキ工業企業年金基金御中

年 月 日 提出

① (フリガナ) 加入者氏名		② 印	③ 性別	男・女	④ 生年月日	年 月 日
⑤ 加入者番号		⑥ 加入者資格 喪失日 (退職日を記入してください)	年 月 日	⑦ 事業所名		
⑧ (フリガナ) 住所	〒	—	TEL ( )			
⑨ 選択内容	1. 資格喪失時、シロキ工業企業年金基金から一時金として受け取りたい。 2. 通算企業年金(終身年金)として企業年金連合会へ移換したい。 3. 満60歳より、シロキ工業企業年金基金から年金(一時金)として受け取りたい。 4. 他基金へ移換したい。(移換先の制度に○を付けて下さい) ・厚生年金基金へ移換する                      ・確定給付企業年金へ移換する                      ・確定拠出年金へ移換する 5. 選択を保留したい。 ただし、脱退一時金の選択を保留した場合、資格喪失日より1年を経過した日までに以下のいずれかの申出を行わなかった場合には、「2. 通算企業年金(終身年金)として企業年金連合会へ移換したい。」を希望したものとします。					
⑩ 添付書類	1. 加入員証(企業年金基金もしくは厚生年金基金) [⑨で、「1.一時金として受け取りたい」を○で囲んだ方だけ次の書類もご提出ください。] 2. 脱退一時金裁定請求書					

### 【基金記入欄】

処理年月日	常務理事	事務長	課長	係
年 月 日				

受付日付印

### 「脱退一時金についての選択届のご提出について」

- この「脱退一時金についての選択届」は、脱退一時金の受給資格を有する方が退職されたとき、速やかに基金にご提出ください。
- ①～⑧欄は必ずご記入いただき、さらに⑨欄の1、2、3のうちいずれか1つ希望される内容の番号を○で囲んでください。  
※⑨の「2」を選択された方で、連合会以外へ移換する場合は、移換先の会社より移換手続き書類をもらい、手続きを行って下さい。
- 一時金として受け取ることを希望される場合は、必ず「脱退一時金裁定請求書」を併せてご提出ください。

様

加入者番号:

年 月 日

企業年金基金

## 通算企業年金選択確認通知書

企業年金規約に基づき支給される下記一時金にかえて、企業年金連合会規約に基づく通算企業年金(終身年金)として受給される旨確認しましたので通知します。  
通算企業年金につきましては、後日企業年金連合会より送付される「年金の引継ぎのお知らせ」にてご確認ください。

脱退一時金相当額
円

基金 シロキ工業企業年金基金  
理事長

印